抽選馬購入事業実施規程

(目的)

第1条 一般社団法人岐阜県馬主会(以下「馬主会」という。)は、若駒導入を促進し競走馬の拡充を図り、笠松競馬の発展に寄与するため、この規程を定めこれにより 予算の範囲内において不足分を購入馬主に負担する。

(抽選対象馬)

- 第2条 抽選対象馬は、馬主会が購入した公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル(血統登録を受けたサラブラッド系2歳馬(以下「負担馬」という。) とし、用件は次のとおりとする。
 - (1) 抽選馬

トレーニングセール地で購入した馬とする。

(参加資格)

第3条 本規程による抽選馬購入事業に参加できる者は、馬主会の会員とする。 (規制事項)

第4条 前年度実施した当該事業に参加し、抽選馬を購入した会員は、参加できないものとする。

(参加申請)

第5条 当該事業に参加しようとする馬主(以下「参加者」という。)は、抽選馬購入 事業参加申請書及び購入誓約書を別に定める保証金を添えて馬主会へ別に定める指 定期日までに提出するものとする。

(保証金の返還)

- 第6条 前条に定める行為を終えた者で抽選期日において購入できなかった場合、その者に対し保証金は返還するものとする。ただし、利子は付さないものとする。
- 2 抽選馬を購入した馬主は、第7条の規定に従わない場合、保証金は返還しないものとする。

(代金納入)

第7条 抽選馬を購入した馬主は、抽選馬購入代金を馬主会へ購入した日から保証金を 除いた額を7日以内に納付するものとする。

(遵守事項)

- 第8条 落札した馬主は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。
 - (1) 当該事業で購入した馬は、笠松競馬場所属の調教師へ預託しなければならない。
 - (2) 当該事業で購入した馬は、3歳の12月31日まで預託先に在籍させなければならない。但し、笠松競馬場在厩時に笠松競馬番組に10競走以上出走させ、かつ10競走時点での笠松競馬番組の累積収得賞金が10万円未満の馬はこの

限りでない。

- (3) 他の馬主への譲渡については、前第2号に掲げる時期までは認めないものとする。また、馬主の死亡による譲渡については、馬主会の承認を得るものとする。 ただし、預託先の変更はこの限りでない。
- (4) 諸事情により他場へ移籍する場合は、馬主会の理事会の承認を得るものとする。
- (5) 当該事業で購入した馬の引き渡し後の異議申し立てについては、受け付ないものとする。
- (6) 当該事業抽選日には、馬主本人又は、代理人が出席するものとする。 (附則)
 - この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - この規定は、平成29年4月27日から施行する。
 - この規定は、平成30年4月26日から施行する。
 - この規定は、平成31年4月25日から施行する。